

総行行第441号
令和6年9月30日

各都道府県担当部局長 殿
(財産管理担当課、市区町村担当課扱い)

各指定都市担当部局長 殿
(財産管理担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

行政財産の目的外使用許可申請における標準様式の活用について（通知）

令和6年6月21日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「総務省は、事業者が5G基地局設置に係る地方公共団体の行政財産の使用許可が必要な場合における当該使用許可の申請様式の全国統一化を実施するため、統一的な様式を作成し、全ての地方公共団体において、その統一的な様式が使用されるよう必要な措置を講ずる。」、「総務省及び財務省は、事業者による5G基地局の設置に関する国の行政財産の使用許可及び地方公共団体の行政財産の使用許可の申請に係る様式を可能な限り統一するため必要な措置を講ずる。」とされています。これは、内閣府規制改革推進会議において、事業者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可を受けて事業を実施する場合において、複数の地方公共団体に対して使用許可を受けようとする際に、地方公共団体ごとの申請様式が異なることによって事業者にと事務負担が生じていることから、申請様式の統一化について提案があったことを踏まえたものです。

同閣議決定を踏まえ、総務省においては、財務省が定めている「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について」（昭和33年1月7日蔵管1号）の別紙様式12（国有財産使用許可申請書）を基に、地方公共団体に対し申請様式に係る意見照会を行い、そこでいただいた御意見も踏まえて、行政財産の目的外使用許可申請における標準様式（以下「標準様式」という。）を別紙の通り作成しました。

各地方公共団体においては、住民や事業者の事務負担の軽減を図る観点から、標準様式の活用について御検討いただくとともに、やむを得ず、引き続き地方公共団体独自の申請様式を使用する場合であっても、標準様式において申請がなされた場合には、可能な限り当該標準様式での申請を受け付けることを御検討いただきますようお願い

します。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

令和 年 月 日

●●市長 殿

申請者 住所
氏名(代表者)
電話番号
メールアドレス

行政財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産
 - (1) 所在(名称)
 - (2) 区分
 - (3) 数量
- 2 使用しようとする理由
- 3 利用計画(事業計画)
- 4 使用しようとする期間
- 5 その他参考となるべき事項

令和 年 月 日

●●市長 殿

申請者 住所 ○○市△△1-2-3
氏名(代表者) □□ ××
電話番号 XXX-XXXX-XXXX
メールアドレス aaaaaa@bbb.cc.jp

行政財産使用許可申請書

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

1 使用しようとする財産

- (1) 所在(名称) ○○市◇◇3-2-1 ☆☆会館
(2) 区分 土地、建物、その他 等(「その他」の場合は具体的に記載)
(3) 数量 ▲▲m²

2 使用しようとする理由

.....

3 利用計画(事業計画)

■■の設置 計▲▲m²(別添図1参照)

4 使用しようとする期間

令和6年10月1日~令和7年9月30日

5 その他参考となるべき事項